

設備投資等を検討中の 製造業の皆様へ

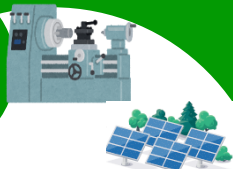


令和6年度版

平塚市の補助金 をお知らせします！

平塚市には、製造業(主に中小事業者)が、デジタル化・脱炭素化を推進するための設備投資や人材確保対策などに利用できる補助金等の制度があります。ここでは主な支援制度を6つご案内します。是非、御活用ください。

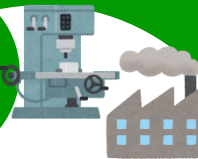
制度 1



脱炭素、省エネ設備
等の取得への補助金

再生可能エネルギー設備・
省エネルギー設備の導入
経費を補助！

制度 2



新たに取得した設備の
固定資産税減税

固定資産税が3年間1/2！
賃上げ表明で最長5年間
1/3！

制度 3



事業所の新築・増築
への補助金

固定資産税の1/2相当
を5～7年間補助！
(総額最大5億円)

制度 4



DXのためのソフトウェア導
入の補助金

既存データとソフトウェ
ア等を組み合わせる導
入すれば1/3を補助！
(最大50万円)

制度 5



市民を正規雇用した
際の補助金

月額基本給の1/2を
最大6カ月分補助！
(最大60万円)

制度 6



技術士・ITコーディネー
タ・社会保険労務士の
派遣

脱炭素化・デジタル化・
雇用環境整備の専門家
を無料派遣！

※各制度の概要は裏面をご覧ください。

■お問合せ先■

平塚市産業振興課

TEL:0463-21-9758/FAX:0463-35-8125

令和6年5月発行

E-mail:sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

【制度1】 脱炭素・省エネ設備等の取得への補助金 ※注1		
対象者	市内に事業所がある中小事業者	
支援内容	再生可能エネルギー設備（太陽光パネルなど） 補助対象経費が30万円以上 ⇒補助額1/3、又は8万円/kwの低い額（限度額1,000万円）	省エネルギー設備 補助対象経費が30～300万円未満の場合 ⇒補助額1/3（限度額100万円） 補助対象経費が300万円以上の場合 ⇒補助額1/3（限度額1,000万円） ※300万円以上の場合、補助対処経費を全額市内発注・支払いをした場合は補助額1/2
	さらに、市の制度融資を活用すると・・・ 年間Co2排出量が2%以上削減される設備を導入する場合、平塚市中小企業制度融資を利用でき、3年間利息が全額（限度額25万円/年）補助されます。	
対象設備	①年間Co2排出量 2%以上の削減が見込まれる 30万円以上の設備導入に係る経費 ②市内事業所において、炭素生産性が2%以上向上する計画であること ③「機械及び装置」に位置付けられる償却資産であること ④脱炭素や省エネに資する取組であることが客観的に確認できること	
【制度2】 新たに取得した設備の固定資産税減税 ※注1		
対象者	資本金額 1 億円以下の法人もしくは従業員数1,000人以下の中小企業者等であって、計画期間内に労働生産性を年平均3%以上向上させるため、先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた後、設備等を導入した場合	
支援内容	計画に基づいて新規取得した設備の固定資産税が3年間1/2に軽減されます。また、併せて従業員への賃上げ表明を行うと最長5年間1/3に軽減されます。 なお、平塚市中小企業制度融資を利用でき、2年間利息が全額（限度額25万円/年）補助されます。	
対象設備	機械装置、測定工具及び検査工具、器具・備品、建物附属設備 ※軽減措置を受けるためには、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる設備である必要があります。	
【制度3】 事業所の新築・増築の際の補助金 ※注1		
対象者	製造業（付随する研究所含む）、情報通信業、自然科学研究所のいずれかで、新たに事業所を新築や増築する際、固定資産の取得に要する費用が、中小企業5千万円以上、大企業3億円以上の場合	
支援内容	新しく取得した土地、家屋、償却資産の固定資産税等相当額の1/2を5～7年間補助※します。 （累計限度額5億円）	
対象区域	工業専用地域、工業地域、準工業地域、市街化調整区域、ツインシティ大神地区 など	
※土地の取得を伴う、または、本社を有する場合は7年間となります。また、一定の条件（市内発注や環境設備の導入、市内在住者の新規雇用、従業員の転入など）を満たすと補助率や補助額が上乗せされます。		
【制度4】 DXのためのソフトウェア導入の補助金 ※注1		
対象者	市内に事業所がある中小事業者	
支援内容	①既存データとソフトウェア等を組み合わせて導入する場合 ②複数のソフトウェア等を組み合わせて導入する場合 ⇒補助額1/3（限度額50万円）補助対象経費を全額市内発注・支払いをした場合は、限度額100万円 ※申請には市が派遣するITコーディネータによる事業計画書の事前確認が必要です。	
【制度5】 市民を正規雇用した際の補助金		
対象者	市内に事業所がある中小事業者、かつ、雇用保険及び労働者災害補償保険の適用事業者で、令和5年12月1日以降に新たに就職困難者※1や子育て世代※2の女性の市民を正規雇用した場合	
支援内容	月額基本給の1/2を最大6カ月分補助します。（限度額60万円） （※3か月以上の継続雇用及び市内在住が必須） ※1 就職困難者とは、障がい者、就職氷河期世代、ひとり親家庭、生活保護受給者、妊娠・出産・育児を理由に離職し1年を超える者、雇用保険の高年齢被保険者、国の「トライアル雇用助成金」又は「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた者、のいずれかにあたる者。 ※2 30～37歳の女性（38～53歳の方は就職氷河期世代にあたります）	
【制度6】 技術士・ITコーディネータ・社会保険労務士の派遣		
対象者	市内に事業所がある中小事業者	
支援内容	無料（1回2時間以内、4回まで）で脱炭素化・デジタル化・DX人材育成・仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備にかかる専門家を派遣します。	

※注1：制度1～4は設備等を取得する一定期間前に申請が必要となります。（詳細はお問合せください）
各制度の詳細及び最新の内容は平塚市ウェブページをご覧ください。産業振興課までお問合せください。